

令和3年 第4回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 4月27日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 3番 松崎 久範 5番 上野 光正
6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩 会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 7番 坂本 幸 8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農業委員 1名
2番 松井 正一郎
農地利用最適化推進委員 1名
6番 小嶋 秀樹

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第5 議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、皆さんこんにちは。

【あいさつの声】

ただいまから、令和3年第4回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

はい。本日は、農業委員は、6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の松井正一郎委員及び小嶋秀樹推進委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番上野光正委員、6番坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日4月27日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、4月の業務報告についてでございます。

表をちょっと見ていただくと分かるんですけど、2か所ほど訂正があります。

まず4月の一番下の欄の出席者のところ。先ほど会長からありましたように欠席が2名いらっしゃいますので、その分は修正をお願いします。

それと一番下の段です。5月の計画の31日の欄の児湯農業改良普及事業推進協議会委員会総会となっている委員会という文字を消してください。これは普及センターから来た資料が間違っておりましたので、ここに委員会という文字は入りませんので削除をお願いします。

それに合わせてその下のかっこ書きの時間が入っておりません。ここは13時30分からということで、先ほど文書が届いておりましたので、訂正をお願いします。修正は以上です。

内容の報告をさせていただきます。

1日には、辞令交付式がありまして、会長と事務局職員が出席をしております。

昨年度までお世話になりました飯干局長が財政経営課に、佐野主査が社会教育課の中央公民館に異動をいたしております。

その後任としまして、私杉と、先ほどあいさつしました大嶋が農業委員会に参っております。

6日の日には、農業者年金受給者協議会の監査を受けました。8日に、同協議会の役員会が開催されております。この時点では受給者協議会は総会を開く予定だったんですけども、この件につきましても、コロナの関係がありまますので、文書で決議をするということに変わっております。

16日に、当町の案件はございませんでしたが、常設審議会ということで傍聴者として、事務局職員が今後うちの案件がある場合を踏まえて勉強会として参加をしてきております。

4月の総会関係は、21日に現地調査を行いまして、本日27日が総会となっております。

続きまして、下の段になります。5月の業務計画です。

7日に、先ほど言いました農業者年金受給者協議会の総会を予定していましたが、書面決議と決定をしております。

10日に、農業委員会新任職員研修が県で開催されますので、私と大嶋で出

席をして勉強して参りたいと思います。

続いて17日で、児湯農業改良普及事業推進協議会の幹事会ということで、私が出席をします。

31日に、同じく同協議会の総会が予定されております。会議とか研修会等それぞれ予定はされてますけども、この件につきましてもコロナの感染症の防止対策等の観点で延期とか中止とかそういうものが考えられておりますので御了承ください。

5月の総会につきましては、20日に現地調査、28日に総会を行う予定としております。よろしく願いいたします。以上でございます。

3ページをお開きください。

県進達経過報告を申しあげます。

令和3年3月29日、月曜、農業委員会総会承認分

4条申請2件、5条申請7件、4月12日付けで許可となっております。

4ページを御覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出書については1件で御覧のとおりです。

5ページをお開きください。

農地法第18条第6項の規定による通知については御覧のとおりです。

本日の議案第23号に関連しております。御確認ください。

続いて6ページです。

合意解約届出書についても御覧のとおりです。

こちらも本日の議案第23号に関連をしております。御確認をお願いします。

7ページを御覧ください。

農地移動適正化あっせん事業取下げ願についてです。

1番 申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 田 1, 091㎡ ほか2筆

先月の令和3年第3回高鍋町農業委員会総会において、永友定己推進委員及

び橋口卓史推進委員があっせん委員に指名された売渡し申出について、4月20日に取下げ願が提出されました。

理由につきましては、申出者の意向によるものです。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから7ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8ページをお開きください。

議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 528㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は共同住宅建築です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をさせていただきます。申請地は資料の10ページを見ていただきますと、ゼンリンの地図があります。これは下の方ちょっと切れてますけど、ページ10と書いてるところに県道〇〇線が通っておりまして、ちょうど2、3日前聖火リレーが通ったルートで道路沿いに〇〇があります。〇〇の。そこ

を北へ150mほど行ったところの住宅地に位置しております。途中に〇〇のあるところでは、

11ページの地図を見てもありますと、町道側の****番*と****番、これに譲渡人の〇〇〇〇さんのトタン壁の母屋と牛舎とが建っておりまして、いずれも今は空き家になっておるようです。それらの既存の家と牛舎を取り壊しまして、今回の申請地と合わせて3筆合計で1,038㎡、約1反を更地にしまして、譲受人である建設業の〇〇〇〇さんが、今度は12ページを見てもありますか。

12ページにカラーであります、地上3階建てのマンションを建設予定となっております。部屋の数はこの12ページの右下の方にありますけども、合計18戸、地上3階建てで建てられるということで予定をしております。

なお、土地の購入費ですが、〇〇〇〇円となっております。マンションの新築費用が〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円を全額借り入れ予定で〇〇の融資予定証明が添付をしてありました。生活排水それから汚水につきましては、公共下水道へ接続排水をする予定となっております。雨水につきましては、既存の道路側溝へ排出予定です。

以上説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第2種中高層住宅専用地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いた

しました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 55㎡ ほか1筆
所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的はブリーダー施設です。

担当の坂元委員より御説明をお願いします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの畑2筆。無償の所有権移転です。この件はブリーダー施設を目的として申請されています。

現地は10号線を〇〇方面に上がり、〇〇南側にあります。

現地を確認したところ、15ページの地図にあります****番*と****番*の境界が何もなく問題でしたが、土留めをするということで問題なしです。

雨水は地下浸透としますが、大雨のときは出入口接道道路側溝に、土地改良区とお互いの契約書を交わし、放流許可が出されました。犬小屋の汚水は汲み取りとしていましたが、産廃ボックスを準備し、産業廃棄物として処理します。人の汚水は簡易トイレを設置するということです。

申請地には休憩所、コンテナ1棟、犬小屋はコンテナ2棟、事務所にプレハブ1棟、駐車場を建設する予定です。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。坂元委員より先ほど説明がありましたが、昨日一部計画の変更の申出があり、図面の変更がっております。

変更点として犬舎から排水路が伸びて、汲み取り枡に伸びてるんですが、そこが無くなるということと、事務所の横に簡易トイレが加わるということです。明日新しい図面が届く予定です。

申請地は、周辺農地の広がりがあるが10ha以上の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、転用面積が全体の3分の1以内であり、農地法施行規則第36条の不許可の例外に該当するため転用許可対象となります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号5、議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

利用権設定です。

1番から9番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案の説明の際に、利用権設定を受ける者についての説明は省略いたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 2, 313 m² ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明します。〇〇〇〇さんと公社を通しての中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。

申請地は〇〇前の10号線を下ったところを左に下りる道があります。

その道なりを進んで行くと、農業用の〇〇がございます。すぐその手前に申請地はございます。

現状は少し草が生えていましたが、管理されてると思います。本人に確認したところ、早期水稻を植えるという予定になっております。

期間は10年で、賃借料は10a 当り〇〇〇〇円です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 1, 367 m² ほか2筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明します。〇〇〇〇さんから公社を通しての中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。

申請地は〇〇橋から県道〇〇線を〇〇方面に 300 m ほど行くと、右側の道路一段下がったところ、すぐ横に〇〇の 2 筆があります。あと 1 筆の〇〇は先ほど説明したところから北へ 150 m ほど行ったところ、右横にございます。

現状は〇〇のところには田植がしてありました。もう一つの〇〇は先ほど説明したような感じで少し草が生えていましたが、先ほどと同じように早期水稻を植える予定になっております。

期間は 10 年で、賃借料は 10 a 当り 〇〇〇〇円です。耕作者は 〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 979 m² ほか 2 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当代理の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2番。説明いたします。農地中間管理事業を活用した利用権の設定です。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの契約になります。

申請地は〇〇の****番*と****番*は〇〇線を〇〇向けに行かれると、〇〇地区の〇〇を左折して〇〇方面に約100mほど進んだところを左折していただいて、約100mほど行った左側の農地になります。2筆ですけど、1枚で耕運はされてありました。

それともう1つが〇〇の****番*は先ほど説明しました、やっぱり〇〇方面に向かわれて約200m先を右折して、約300m先に行った右側になります。

2か所とも昨日時点で代がかかかれていましたので、苗を植えるということで予定されてきました。

契約期間は10年で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,683㎡ ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇様から県農業振興公社で農地中間管理事業を活用しての新規での利用権の設定です。

耕作者は〇〇〇〇様です。〇〇〇〇様は〇〇の方で、〇〇で認定農業者で主に加工甘藷、人参、里芋、水稻ではWCSなど生産されています。

申請地は〇〇から南に100mぐらいのところから西に80mほどのところ

の畑です。周りは全部畑です。甘藷が植えてありました。

貸借期間は5年で、借料は年間10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 3, 323㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇様から県農業振興公社へ農地中間管理事業を活用して、新規での利用権の設定です。

耕作者は前項4番で説明いたしました〇〇〇〇様です。

申請地も前項で説明いたしました〇〇〇〇様の畑に隣接した南側のすぐ隣です。甘藷を植えてありました。

貸借期間は5年で、借料は年間10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 3, 791㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番。説明いたします。〇〇〇〇様から農業振興公社へ農地中間管理事業を活用して、利用権の設定です。耕作者は〇〇〇〇です。

主に芝、芋苗などを生産されています。

申請地は〇〇から西に 200m ほどのところの畑です。芝が植えてありました。

貸借期間は 10 年で、借料は年間 10 a 当り、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 086㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っの公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。耕作者は〇〇〇〇さんです。

申請地は〇〇線を行くと、北側に〇〇〇〇さんがいます。そこから 300

m先に〇〇バス停があり、南側50mほどの農地になります。

現地を確認したところ、****番、****番、****番、****番が1枚の畑で、芝の収穫中でした。

****番*は芝の収穫の跡で、****番は芝を栽培されていました。期間は5年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 3,283㎡ ほかに1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは夫婦になります。

耕作者は〇〇〇〇さんです。

申請地は先ほど述べたところの家の横になります。

現地を確認したところ、****番と****番が1枚の畑で、芝が栽培されていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 960㎡ ほか9筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っての利用権の新規の設定です。

申請地は10号線の〇〇の信号を東へ300m行って、そこから北に100m行ったところの農地で、そこが普通なら8筆あるんですが、1つにまとめられてありました。ほかに〇〇の坂を下りたところの五差路のところの下の方の1か所で、もう1つは〇〇から北西へ100mの農地です。

面積は全部で9, 197㎡です。耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、早期水稻が作付けされていました。

期間は10年間で、賃借料は玄米で10a当り〇〇kgとのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員及び担当代理推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から9番まで、9件の案件について、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番から9番まで、9件の案件について、原案のとおり決定することに賛成

委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてが終わりました。

これをもちまして、令和3年第4回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(閉会 14時31分)